

労災保険は全額事業主が負担する保険料により運営されており、業務上や通勤による負傷や疾病により労災保険指定医療機関や薬局等にかかった際、無料で治療や薬剤の支給を受けることができる。

1. 原則として健康保険に準拠

労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。 ➡ 健康保険に準拠

2. 労災保険独自の算定

労災保険における療養の給付は、健康保険に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、独自の措置を講じている。

労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・ 患者が業務上の災害であるかの確認
- ・ 療養継続中の者に対する、治療効果の確認
- ・ 治療効果が認められない場合には、症状固定（治ゆ）の判断

労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した項目の設定、評価

- ・ 労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・ 創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

被災労働者の早期職場復帰に資する項目の設定、評価

- ・ 被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災独自算定の具体例

診療単価 1点12円
(健保は1点10円)

初診料3,850円 再診料1,420円 等
(健保は初診料2,910円、再診料750円)
※改定前の額

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

**リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等**

令和 8 年度労災診療費算定基準の改定について

1. 労災診療費算定基準の改定内容（健康保険に連動して改定する項目）

（１）再診料（改定影響額：49 百万円）

- 診療報酬改定において、再診料が 1 点引き上げられたことから、労災診療費における再診料も次のとおり引き上げる。

再診料： 1,420 円 → 1,430 円
（同一日に複数診療科受診： 710 円 → 720 円）

（２）入院時食事療養費（改定影響額：85 百万円）

- 診療報酬改定において、入院時の食費が 1 食あたり 40 円引き上げられたことから、労災診療費において算定する金額も引き上げる。

①：入院時食事療養（Ⅰ）1 食につき

ア イ以外の食事療養を行う場合 830 円 → 880 円
イ 流動食のみを提供する場合 750 円 → 800 円

②：入院時食事療養（Ⅱ）1 食につき

ア イ以外の食事療養を行う場合 670 円 → 720 円
イ 流動食のみを提供する場合 610 円 → 660 円

2. 労災診療費算定基準の改定内容（労災保険独自項目）

（１）文書料（改定影響額：182 百万円）

- 「障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会」における議論を踏まえ、次のとおり引き上げる。

診断書等の種類	見直し前	見直し後
障害（補償）等給付請求用診断書料	4,000 円	<u>7,000 円</u>
その他の診断書料	3,000 円～5,000 円	<u>4,000 円～6,000 円</u>
証明書料	2,000 円	<u>2,200 円</u>

※その他、社会復帰促進等事業の文書料や「認定庁費」で支払う意見書料の見直し（7,000～20,000 円 → 8,000～22,000 円）も別途行う。

(2) 高年齢労働者の職場復帰支援 (改定影響額：15 百万円)

- 高年齢労働者に対して、就労に当たっての療養上及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（60 歳以上被災労働者用）」を交付した場合に 150 点を上乗せして算定する（基本の点数は以下参照）。

【参考：職場復帰支援・療養指導料（労災診療費算定基準）】

① 精神疾患の場合	② その他の疾患の場合
初回：900 点	初回：680 点
2 回目：560 点	2 回目：420 点
3 回目：450 点	3 回目：330 点
4 回目：330 点	4 回目：250 点

(3) 高年齢労働者の労働災害の再発防止 (改定影響額：4 百万円)

- 高年齢労働者に対して、医師が、日常生活上の注意事項等について、「再発防止のための指導項目（60 歳以上被災労働者用）」の指導項目に基づき指導等を行った場合に 100 点を上乗せして算定する（基本の点数は 130 点）。

(4) 療養の給付請求書取扱料 (改定影響額：114 百万円)

- 「療養の給付請求書取扱料」を 2,000 円から 2,200 円へ改定する。

(5) その他

① 労災電子化加算

- 現在の算定基準に引き続き、5 点を算定可能とする。

※なお、令和 6 年度の基準で算定できるのは令和 8 年 3 月診療分までとなっているため、本項目については令和 8 年 4 月から適用する。

② リハビリテーション情報提供加算 等

- 「リハビリテーション情報提供加算」、「職業復帰訪問指導料」、「職場復帰支援・療養指導料」については、実施主体を「理学療法士」及び「作業療法士」としているところ、新たに「言語聴覚士」を追加する。

3. 施行日

診療費 令和 8 年 6 月 1 日

薬剤費 令和 8 年 4 月 1 日

障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

労災保険の障害（補償）等給付請求の診断書様式については、主治医が請求人の残存障害の診断結果を記載し、保険給付請求書に添付して提出するものであるが、部位ごとの残存障害や検査結果等の詳細を記載する欄等を設けていないため、残存障害の記載漏れや労働基準監督署職員による主治医への意見聴取といった追加の事務処理が発生し、迅速な労災認定事務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、大臣官房審議官（労災、賃金担当）が、各部位の障害や労災保険に精通した医学専門家に参集を求め、専門的見地から診断書様式等の見直しについて検討を行うこととする。

また、診断書様式等の見直しに伴い、昨今の労務費、資材高騰を踏まえ、主治医等に支払っている現行の診断書・意見書料についても、金額の見直し等の検討を行う。

2 検討事項

- （1）障害（補償）等給付に係る診断書様式の見直し
- （2）診断書、意見書料等の見直し
- （3）その他

3 検討会の構成等

- （1）本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- （2）本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- （3）本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- （4）本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家を参集することができるものとする。

4 その他

- （1）本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- （2）上記（1）ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- （3）本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課で行う。
- （4）本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和7年10月29日から施行する。

「障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会」参集者名簿

氏名	役職名等
おだわら としなり 小田原 俊成	横浜市立大学 学術院医学群保健管理センター長 (専門分野：精神科)
かめい かずとし 亀井 和利	横浜労災病院 歯科口腔外科・顎口腔機能再建外科部長 (専門分野：口腔外科)
かわい けんすけ 川合 謙介	自治医科大学附属病院 院長 (専門分野：脳神経外科)
こばやし ひとめ 小林 一女	昭和医科大学大学院保健医療学研究科リハビリテーション分野特任教授 (専門分野：耳鼻咽喉科)
さとう みさこ 佐藤 美紗子	横浜労災病院 眼科部長 (専門分野：眼科)
ひがしかわ あきろう 東川 晶郎	関東労災病院 副院長、整形外科部長 (専門分野：整形外科、脊椎外科)
みかみ ようじ 三上 容司	横浜労災病院 院長 (専門分野：整形外科)
よこやま たかこ 横山 多佳子	旭労災病院 呼吸器内科部長 (専門分野：呼吸器内科)

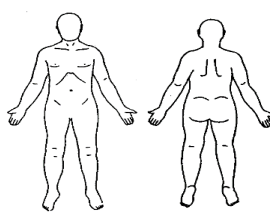
(五十音順)

別紙 1

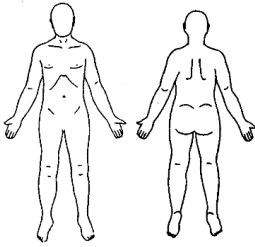
労働者災害補償保険診断書

障害（補償）等給付請求用

氏名			生年月日						
傷病名			負傷又は発病年月日						
障害の部位			初診年月日						
既往歴			治ゆ（症状固定）年月日						
既往歴			既存障害						
及療養の経過									
各部位の障害の状態の詳細 （各部位の障害について、該当項目や有・無に○印を付け各欄に検査数値や所見等を記入してください。）									
① 又神は経精系神経の障害能	ア 高次脳機能障害の有無		有 ・ 無	イ 身体性機能障害の有無（麻痺等）		有 ・ 無			
	ウ 非器質性の精神障害の有無		有 ・ 無	エ その他、疼痛などの神経障害		有 ・ 無			
	【神経系統の機能又は精神の障害の注意事項】 ※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※上記ア、イが有の場合はMRI等の検査所見を記入するか、または各種検査所見を添付してください。 ※上記エが受傷部位に生じた疼痛の場合、i 常時疼痛を残す状態か、ii iに加え、時には強度の疼痛のため、通常の労務にも支障が生ずる状態かも併せて①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。								
② 胸腹部臓器の障害	ア 呼吸器の障害		有 ・ 無	イ 循環器の障害の有無		有 ・ 無			
	ウ 腹部臓器の障害		有 ・ 無	エ 泌尿器の障害の有無		有 ・ 無			
	オ 生殖器の障害		有 ・ 無						
	【胸腹部臓器の障害の注意事項】 ※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて各種検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。								
③ 眼の障害		ア 視力障害		イ 調節機能障害	ウ 運動障害	エ 眼瞼の障害 （以下のa～cに該当するものがあれば○を記入してください）		オ 外傷性散瞳	
		裸眼	矯正	調節力	注視野障害	a 欠損障害 b まつげ上げ c 運動障害（開瞼・閉瞼障害）	瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明を訴えるもの	瞳孔の対光反射が不十分であり、羞明を訴えるもの	
	右			() D	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	左			() D	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	カ 複視	正面視	正面視以外	キ 視野障害	半盲	視野狭窄	視野変状（暗点、視野欠損）		
		有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
	【眼の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※視力（万国式視力表）、ヘススクリーンテスト（Hess 赤緑試験）、ゴールドマン型視野計などの検査所見を①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入するか、または各種検査結果を添付してください。また、参考検査として自動視野計などの他の検査所見についても可能な範囲で①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※併せて眼症状の原因となる前眼部、中間透光体、眼底などの他覚的所見を①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※「エ 眼瞼の障害」が有の場合は、①の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。								

④ 耳の障害	検査日		ア 平均純音聴力レベル(6分式)		イ 最高明瞭度(語音)		ウ 耳介の欠損		エ 耳鳴							
	第1回	年 右		dB	%	a 耳介の1/2以上の欠損	b その他	a 耳鳴に係る検査により著しい耳鳴が常時ある		b その他						
		月 左		dB	%	右 有・無	有・無	右 有・無	右 有・無	左 有・無	左 有・無					
	第2回	年 右		dB	%	左 有・無	有・無									
		月 左		dB	%	オ 耳漏の有無										
	第3回	年 右		dB	%	右 有・無	有・無									
		月 左		dB	%	左 有・無	有・無									
		日		dB	%											
	【耳の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、純音聴力レベル、ビッチ・マッチ検査及びブロードネス・バランス検査などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ウ 耳介の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。 ※「オ 耳漏の有無」について、常時耳漏が生じている場合にその有無を記載欄に記入してください。															
	⑤ 鼻の障害	ア 鼻軟骨部の欠損				イ 鼻の機能障害										
全部又は大部分		一部欠損		鼻呼吸困難		嗅覚脱失		嗅覚減退								
有・無		有・無		有・無		有・無		有・無								
【鼻の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、T&Tオルファクトメータ等の検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ア 鼻軟骨部の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。																
⑥ 口の障害	ア そしゃく機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください			イ 言語機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください			ウ 歯牙障害									
	流動食以外は摂取できない			4種の語音のうち、3種以上発音が不能			歯科補てつを加えた歯数を記入してください。 ただし、「歯科補てつを加えた」とは、現実に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいい、有床義歯又は架橋義歯等を補綴した場合における支台冠又は鉤の装着歯やポスト・インレーを行うに留まった歯牙は補てつ歯数に算入しません。									
	粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外摂取できない			4種の語音のうち、2種の発音が不能			7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7									
	固形食物の中でもそしゃくできない又はそしゃくが十分でないものがある			4種の語音のうち、1種の発音が不能												
	エ 味覚障害			オ その他の障害			該当歯計歯 ※今回の事故により歯科補てつを加えた歯のみを記入してください									
	味覚脱失		味覚減退	声帯麻痺による著しいかすれ声		開口障害等によるそしゃく機能の低下	今回の事故等の前に喪失又は「歯科補てつ」を加えた歯の有無 (有の場合は下の欄に記入してください)									
	有・無		有・無	有・無		有・無	有・無									
	【口の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、濾紙ディスク法による味質などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ウ 歯牙障害」について、今回の事故等の前に、既に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつを行った歯が有の場合は、以下の欄に記入してください。															
	今回の事故等の前に喪失や「歯科補てつ」を加えた歯がある場合 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>7 6 5 4 3 2 1</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">該当歯計歯</td> </tr> <tr> <td>7 6 5 4 3 2 1</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> </table>											7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7	該当歯計歯	7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7
	7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7	該当歯計歯													
7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7															
⑦ 醜状障害	ア 外貌			イ 上肢・下肢・その他												
	頭部	顔面部	頸部	上肢			下肢			その他の部位						
	有・無	有・無	有・無	有・無			有・無			有・無						
	(醜状の大きさ、形態等を以下に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください)															
																
																
【醜状障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。																

⑧ せき柱及びその他の骨	ア せき柱の変形障害			イ 頸椎部、胸腰椎部の運動障害 (障害のある運動に○を付け、下記「⑩上下肢等関節角度測定表」にその可動域角度を記入してください。)																																																																																														
	圧迫骨折の有無	固定術の有無	椎弓切除術の有無	前屈		後屈																																																																																												
	右回旋		左回旋																																																																																															
	右側屈		左側屈																																																																																															
	有・無	有・無	有・無	エ せき柱の荷重機能障害 (該当する障害がある場合は、下記①、②いずれかに○を記入してください。)																																																																																														
	ウ その他体幹骨の変形の有無 (裸体になって変形が明らかにわかる程度のある場合には、下記①～⑤に○を記入してください。)			①頭部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの																																																																																														
①鎖骨 ②胸骨 ③肋骨 ④肩甲骨 ⑤骨盤骨			②頭部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの																																																																																															
【せき柱及びその他の体幹骨の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記載するか、または検査結果を添付してください。																																																																																																		
⑨ 上肢（手指含む）及び下肢（足指含む）の障害	ア 欠損障害（離断部位を下図に図示してください。）																																																																																																	
	上肢			手指																																																																																														
	(右)		(左)	(右)		(左)																																																																																												
	下肢		足指																																																																																															
	(右)		(左)	(右)		(左)																																																																																												
	イ 短縮障害	右下肢長	cm	ウ 変形障害	偽関節（仮関節）の有無及び部位（吻合不良）	有・無	(部位)																																																																																											
		左下肢長	cm		変形ゆ合の有無及び部位	有・無	(部位)																																																																																											
	※常に硬性補装具が必要等、上記障害の詳細を④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。																																																																																																	
エ 関節の機能障害の有無		有・無																																																																																																
【上肢及び下肢の障害の注意事項】 ※左記に関節の機能障害の有無に○をしてください。有の場合は④の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記入してください。 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記入するか、または検査結果を添付してください。																																																																																																		
⑩ 上下肢等関節角度測定表																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">運動方向</th> <th>屈曲(前屈)</th> <th>伸展(後屈)</th> <th colspan="2">回旋</th> <th colspan="2">側屈</th> </tr> <tr> <th>部位</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td>頸部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>胸腰部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							運動方向		屈曲(前屈)	伸展(後屈)	回旋		側屈		部位				右	左	右	左	頸部								胸腰部																																																																			
運動方向		屈曲(前屈)	伸展(後屈)	回旋		側屈																																																																																												
部位				右	左	右	左																																																																																											
頸部																																																																																																		
胸腰部																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">部位</th> <th colspan="2">肩関節</th> <th colspan="2">部位</th> <th colspan="2">ひじ関節</th> <th colspan="2">手関節</th> </tr> <tr> <th>運動方向</th> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> <th>運動方向</th> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td>屈曲(前方拳上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>屈曲(掌屈)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展(後方拳上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>伸展(背屈)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外転(側方拳上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>橈屈</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内転</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>尺屈</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外旋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">部位</td> <td colspan="4">前腕</td> </tr> <tr> <td>内旋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運動方向</td> <td>右</td> <td>左</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回旋</td> <td>内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回旋</td> <td>外</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							部位		肩関節		部位		ひじ関節		手関節		運動方向		右	左	運動方向		右	左	右	左	屈曲(前方拳上)				屈曲(掌屈)						伸展(後方拳上)				伸展(背屈)						外転(側方拳上)				橈屈						内転				尺屈						外旋				部位	前腕				内旋				運動方向	右	左					回旋	内							回旋	外		
部位		肩関節		部位		ひじ関節		手関節																																																																																										
運動方向		右	左	運動方向		右	左	右	左																																																																																									
屈曲(前方拳上)				屈曲(掌屈)																																																																																														
伸展(後方拳上)				伸展(背屈)																																																																																														
外転(側方拳上)				橈屈																																																																																														
内転				尺屈																																																																																														
外旋				部位	前腕																																																																																													
内旋					運動方向	右	左																																																																																											
				回旋	内																																																																																													
				回旋	外																																																																																													
(手指)																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">関節名</th> <th colspan="2">中手指節関節 (MP)</th> <th colspan="2">指節間関節 (IP)</th> <th colspan="2">部位</th> </tr> <tr> <th>部位</th> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">母指</td> <td>屈曲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">機側外転</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>掌側外転</td> <td></td> </tr> </table>							関節名		中手指節関節 (MP)		指節間関節 (IP)		部位		部位		右	左	右	左	右	左	母指	屈曲					機側外転		伸展					掌側外転																																																														
関節名		中手指節関節 (MP)		指節間関節 (IP)		部位																																																																																												
部位		右	左	右	左	右	左																																																																																											
母指	屈曲					機側外転																																																																																												
	伸展						掌側外転																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">関節名</th> <th colspan="2">中手指節関節 (MCP)</th> <th colspan="2">近位指節間関節 (PIP)</th> <th colspan="2">遠位指節間関節 (DIP)</th> </tr> <tr> <th>部位</th> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">示指</td> <td>屈曲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中指</td> <td>屈曲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環指</td> <td>屈曲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小指</td> <td>屈曲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸展</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							関節名		中手指節関節 (MCP)		近位指節間関節 (PIP)		遠位指節間関節 (DIP)		部位		右	左	右	左	右	左	示指	屈曲							伸展							中指	屈曲							伸展							環指	屈曲							伸展							小指	屈曲							伸展																						
関節名		中手指節関節 (MCP)		近位指節間関節 (PIP)		遠位指節間関節 (DIP)																																																																																												
部位		右	左	右	左	右	左																																																																																											
示指	屈曲																																																																																																	
	伸展																																																																																																	
中指	屈曲																																																																																																	
	伸展																																																																																																	
環指	屈曲																																																																																																	
	伸展																																																																																																	
小指	屈曲																																																																																																	
	伸展																																																																																																	

⑩ 上下肢等関節角度測定表									
部位 運動方向		股関節		部位 運動方向		ひざ関節		足関節	
		右	左			右	左	右	左
屈 曲				屈 曲(底屈)					
伸 展				伸 展(背屈)					
外 転									
内 転									
外 旋									
内 旋									
(足指)									
関節名 部位		中足指節関節 (MTP)		指節間関節 (IP)					
		右	左	右	左				
第1足指	屈 曲								
	伸 展								
関節名 部位		中足指節関節 (MTP)		近位指節間関節 (PIP)		遠位指節間関節 (DIP)			
		右	左	右	左	右	左		
第2足指	屈 曲								
	伸 展								
第3足指	屈 曲								
	伸 展								
第4足指	屈 曲								
	伸 展								
第5足指	屈 曲								
	伸 展								
※本測定表のうち、必要部分のみ記入してください。また、患側のみならず健側も測定してください。 ※原則、他動運動により測定してください。自動運動で測定した場合には、その理由を以下に記入してください。									
(自動運動で測定した理由)									
⑪ 障害の状態及びXP等の所見 (上記①～⑨で該当ありの場合、当該障害の詳細、検査所見等について記入するか、または各種検査結果等を添付してください。) (図で示すことができるものは図解してください。)									
									
労 災 保 険 制 度 の ア フ タ ー ケ ア の 必 要 性		有		※有無のいずれかに○をしてください。アフターケアの対象となるケガや病気は定められており、一定の障害等級などを対象者の要件としています。複数の障害がある場合は、アフターケアの必要性が認められる上記①～⑨の障害の番号を全て記入してください。					
		無							
上記のとおり診断します。				〒		—		電話() —	
				所 在 地					
年 月 日				名 称					
				(診療科)		(氏名)			
				診 断 担 当 者					
				氏 名 等					

労災保険に係る文書料の見直し

1 文書料設定の考え方

類型	文書料設定の考え方
A	意見書料 障害（補償）等給付に限らず、個々の労災請求事案の業務上外、再発、傷病の治ゆ、障害等級認定、遺族補償年金の受給権者たる遺族の障害の程度の認定等、多岐にわたる照会事項に対して、検査結果や文献等の医学的知見に限らず、監督署の調査結果等も踏まえた医学的意見を記載するものであり作成には特に大きな負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、他の診断書料等よりも高い価額となるよう見直しを行う。
B	障害（補償）等給付請求用診断書料 障害（補償）等給付請求に係る検査結果等と認定基準の認定要件を踏まえた残存障害の評価、所見を記載することとなり、作成には相応の負担が生じるとともに、今般の様式見直しによる記載事項の増加等の診断書作成負担はさらに増大する。これを踏まえ、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。ただし、Aの価額を超えない範囲で見直しを行う。
C	その他の診断書料 年金給付に係る傷病、障害の状態、介護の要否、療養継続の要否、はり・きゅう及びマッサージの施術の必要性等、専門的な医学的見解を述べる必要がある記載事項も多い様式となっていることから、作成には一定の負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。ただし、Bの価額を超えない範囲で見直しを行う。
D	証明書料 現在治療を行っている被災労働者の休業期間等に係る証明であり、他の様式と比較して作成が容易で負担が小さいことに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、上記A～Cの増加率を超えない範囲で見直しを行う。

2 見直し後の文書料

類型	診断書等の種類	金額	
		見直し前	見直し後
A	意見書	7,000 円 ～20,000 円	8,000 円 ～22,000 円
B	障害（補償）等給付請求用 診断書料	4,000 円	7,000 円
C	その他の診断書料	3,000 円 ～5,000 円	4,000 円 ～6,000 円
D	証明書料	1,000 円 ～2,000 円	1,100 円 ～2,200 円